

平成21年12月8日

第2137号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 秋田県田沢湖スキー場の利用料金の額の承認（546・観光課）…………… 1
- 平成21年二級建築士試験の合格者（547・建築住宅課）…………… 3
- 建築基準法による道路位置の指定（548・鹿角地域振興局建設部）…………… 3
- 河川区域の変更による廃川敷地等（549・平鹿地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）…………… 4
- 平成21年度砂利採取業務主任者試験合格者（河川砂防課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（秋田地域振興局総務企画部）…………… 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（仙北地域振興局農林部）…………… 5

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（19）…………… 5

収用委員会告示

- 土地収用事件の審理の開始（5）…………… 5
- 収用の裁決手続の開始の決定（6）…………… 5

告 示

秋田県告示第546号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の使用に係る利用料金は、平成21年12月1日から適用する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県田沢湖スキー場

1 リフトの利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額
1回券	大人	ペアリフト	400円
	60歳以上		400円
	中学生及び高校生		400円
	小学生		220円
1回券	大人	クワッドリフト	800円
	60歳以上		800円
	中学生及び高校生		800円
	小学生		440円
11回券	大人	全リフト共通	4,000円
	60歳以上		4,000円

	中学生及び高校生		4,000円
	小学生		2,200円
5時間券	大人	全リフト共通	3,000円
	60歳以上		2,100円
	中学生及び高校生		1,900円
1日券	大人	全リフト共通	3,800円
	60歳以上		2,800円
	中学生及び高校生		2,600円
	小学生		1,000円
ナイター券	大人	水沢リフト	1,900円
	60歳以上		1,900円
	中学生及び高校生		1,900円
	小学生		1,000円
シーズン券	大人	全リフト共通	63,000円
	60歳以上		46,200円
	70歳以上		13,650円
	中学生及び高校生		32,550円
	小学生		10,500円

2 会議室の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額
会議室	A・B	半日	3,000円
		1日	5,000円

備考

- この表において「半日」とは、営業の開始時刻から正午まで又は正午から営業の終了時刻までをいう。
- この表において「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。

3 土地等の利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額
土地及び 駐車場	対価を得る 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	900円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	30円
	対価を得ない 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	450円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	20円

建物	対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	2,700円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	90円
	対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	1,350円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円

備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれかの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとする。
- 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

秋田県告示第547号

平成21年二級建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

二級建築士試験の合格者

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1E-10093N	1E-10525L	1E-11074P	1E-20051K	1E-20267Y
1E-10104K	1E-10655R	1E-11105K	1E-20081M	1E-20292N
1E-10148M	1E-10684Y	1E-11131R	1E-20093K	1E-20301R
1E-10162M	1E-10686L	1E-11174Y	1E-20114K	1E-20312M
1E-10382R	1E-10797K	1E-11191M	1E-20136L	1E-20321P
1E-10396R	1E-10849N	1E-11234N	1E-20138N	1E-20323Y
1E-10397Y	1E-10918M	1E-11247M	1E-20158M	1E-20364R
1E-10425Y	1E-10949R	1E-11276N	1E-20169Y	1E-20366K
1E-10434L	1E-11018P	1E-20023K	1E-20181P	1E-20378R
1E-10497L	1E-11028K	1E-20026N	1E-20224R	1E-20389M

秋田県告示第548号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字上花輪111番地 アルス株式会社 代表取締役 本庄 等	鹿角市花輪字上花輪248 の1の内	54.48メートル	6.00メートル	平成21年11月27日

秋田県告示第549号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 一級河川雄物川水系武道川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年10月27日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
横手市山内平野沢字元屋敷53番から57番まで	土 地	1,485.88平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び平鹿地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あきた子どもネット
- 3 代表者の氏名
後 藤 節 子
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む全ての人々が必要とする情報やサポート事業やサービスの提供、より幅広い活動をすべく子育て支援のネットワーク推進に関わる事業を行うことで、子育てに携わる人々とその子どもたちが安心して心豊かに育まれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
事業年度

平成21年11月13日に実施した平成21年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

受験番号

001
004
007
010
011

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
凍結抑制剤 3,200トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県秋田地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者の決定した日
平成21年11月18日
- 4 落札者の名称及び住所
秋田東北商事株式会社 秋田県秋田市卸町四丁目8番9号
- 5 落札金額(500キログラム詰当たりの単価)
13,755円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成21年10月9日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(六郷西部地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年12月9日から平成22年1月14日まで
- 3 縦覧場所 美郷町仙南庁舎(平成21年12月9日から同月28日まで)
美郷町千畑庁舎(平成22年1月4日から同月14日まで)

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第19号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成21年12月8日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時
平成21年12月10日午前10時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
(1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
(2) スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定に対する意見について
(3) その他

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第5号

秋田県収用委員会は、起業者秋田市から平成21年7月27日に申請のあった秋田都市計画道路事業3・4・31号明田外旭川線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和51年秋田県収用委員会告示第1号)第6条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月8日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成22年1月21日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室2

秋田県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年12月8日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称
秋田市 代表者 秋田市長 穂 積 志
- 2 事業の種類
秋田都市計画道路事業3・4・31号明田外旭川線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地 の 所 在	地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積
		登記簿上	現 況	登記簿上	実 測	
秋田県秋田市手形字西谷地	416番1	宅 地	宅 地	204.43㎡	204.44㎡	39.26㎡

- 4 土地所有者の氏名及び住所
長谷川 定 夫
秋田県南秋田郡五城目町字下夕町61番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類	備 考
秋田市	秋田県秋田市山王一丁目1番1号	差押債権	
オリックス債権回収株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	抵当権	
秋田信用金庫	秋田県秋田市大町三丁目3番18号	根抵当権	
有限会社長谷川物産	秋田県南秋田郡五城目町字下夕町61番地	使用貸借権	
テルウェル東日本株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号	転貸借権	

- 6 裁決手続の開始を決定した日
平成21年11月25日

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄